

# 関西労災職業病

9・10月  
合併号  
(通巻第168号)

関西労働者安全センター 1988.10.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円

## 特集

# 労基法・労災保険法 全面改悪阻止

### ◇目次◇

- 労基法・労災法の全面改悪を総力をあげて阻止しよう! ..... 2
- アスベスト対策大阪ネットワーク ..... 5
- 前線から(ニュース) ..... 9
- 地域のページ ..... 12
- こんなときどうする③ ..... 14
- 討論 VDT作業と健康破壊を考える ご案内 ..... 15
- 《資料》労働基準法第8章削除・労災保険法全面改悪に反対する意見書 ..... 16

————— 総評弁護団

# 労基法亦八章削除・労災保険法抜本改悪 を総力をあげて阻止しよう！

急ピッチで進む

法改悪作業の

スケジュール

—— 社会党が労働省ヒアリング

労基法と労災保険法の改悪阻止の闘いが急速な展開をみせている。九月二八日には、社会党社会労働部会が労災保険法問題で労働省ヒアリングを行った。これは、地域安全（労災）センター交流会の世話人、神奈川労災職業病センター所長で社会党に政策を提言する会のメンバーである田尻宗昭氏の提案で行われたものである。参加したのは、社会党の土井たか子委員長、川俣社会労働部会

長を始めとした社会労働委員会メン

バーの各国会議員と、労働者住民医療機関連絡会議の代表、北海道、東

京東部、神奈川、関西、愛媛、高知、

大分の各地域センター、既に大会決

議をあげている全林野・全山労、全

港湾や自治労、全建総連の各単産の

代表者、総評弁護団の古川氏、法学

者としては、学習院大学の宮島氏、

岩手大学の河越氏。

このヒアリングでは、先に提出さ

れていた十五項目の質問書に対する

労働省側からの文書回答が提出され、

若林審議官、岡山労災管理課長、他

一名が出席した。若林審議官はまず、

今後のスケジュールとして、労使の

合意ができる部分から法案化し、施

行は六五年度以降を考えているとし

た。内容についての説明の主なものは以下の通り。

①休業補償とは、療養初期の一時

的、初期的な労働不能に対する所得

補償との考えたかをとる、②休業補

償を打ち切る一年六ヵ月を「症状が

安定」する時期とすることに医学的

根拠はない、③一年六ヵ月後の障害

認定は一度だけのものではなく、症

状の変化に応じてその後も判断する、

④傷病補償年金と障害補償給付を統

合した新たな障害等級表を出すこと

を考えている、⑤個別使用者の災害

補償責任の代行ではなく、使用者の

集団的補償としての保険システムの

完成を指向し、不要になった労働基

準法第八章を削除する。

この回答の中で注目されるのは、すでに次期通常国会に法案を提出し、六五年度には施行するという道すじで急ピッチに労働省の作業が進行しているということである。使用者責任規定を削除して集団的保険システムにし、医学的根拠なしで一年半一律打ち切りを行うという労災保険法制定以来の大改悪について、案の公表四ヵ月後に国会上程を行うという労働省の姿勢は、ヒアリング参加者の聴く耳を疑わせた。反対闘争の急速な拡大・展開が必要だ。

地域安全（労災）センター交流会と労住医連では、直ちに行動を開始し、翌二九日には労災保険基本問題懇談会のメンバーであり、労災保険審議会の各審議員に対して要請を行った。

なお、次回ヒアリングは十月十八日に行われる。

## 労働側委員が

### 慎重審議を

#### 要要求

#### —— 十・四労災保険基本懇

問題の労災保険基本問題懇談会は十月四日に開かれ、総評以外の労働側審議員も含んだ全労働側委員の意見として、慎重審議と実態調査・関係者のヒアリングを要求した。使用者側委員は、慎重審議はよいがいたずらに長引かすことには反対、ヒアリングの必要はなし、労働省は審議会宛の文書による意見書がくれば極力全員に配付参考にしてもらう、ヒアリングは慎重に検討とした。次回の基本懇は十一月一日で、労働省が「中間報告」の内容を実際に行うとすればどのようなやり方が考えられるかの「素材」を準備するとした。また、当初、労働省は十月で基本懇を切上げてという方針であったが、

現在のところ終了時期については決定していない。

## 法案化断念要要求

### 意見見書目を

#### 労働省へ提出

#### —— 総評弁護団

総評弁護団は独自に反対闘争本部を設置し、労働省に対して、「労働基準法第8章削除・労災保険法全面改悪に反対する意見書」を提出している。同意見書は、労基法から災害補償関係を削除することによって、これまで積み上げられてきた民事損害賠償の闘いのみではなく、企業内上積み補償協定の根拠自体が消滅するということになり、年金関連の改悪点については、現在の被災労働者の現状を無視したものと資料を引用しながら評価し、労働省に法案化断念をせよというもの。本誌に掲載したので読者には是非一読をお願いした

い。なお、総評弁護団主催の反対討論集会が十月二五日に東京で開かれる。

## 総評中央でも

### 絶対反対を

#### 決定

総評本部は、今回の改悪問題について、十月六日に単産・県評代表者会議、十三日に労災職業病対策委員会を開き、絶対反対の基本方針を定め、具体的な内容については研究者、医師も含めたプロジェクトチームを作って検討するという方針を決めた。また、今後の具体的行動として、十月二二日に労働大臣に対する申し入れを行い、各単産・県評にも反対闘争の徹底をはかる。

## 大阪でも

### 急速な拡がり

全国の動きに対応して、大阪でも改悪反対の運動が急速に広まっている。総評港地協などはすでに学習会を行い、今後各地域での学習会が予定されている。大阪総評では労災職業病対策委員会を開き、十月十八日の大阪労働基準局長に対する申し入れを皮切りに、今後の闘争スケジュールを決定した。

主なものは、直ちに団体署名活動に取り組むこと、ビラの配付、街頭宣伝などの活動を行うこと、二二日の討論集会に参加すること、十一月十六日に総決起集会を開催すること、十一月二八・二九日の対労働省行動を含めた要請行動を計画すること、地域ごとに管轄労基署に対して申し入れを行うことなどである。このことは単産、地区評、地協に対して通

報を出し、徹底することになっている。

また大阪地評弁護団は、十月十五日に開かれた総会で、「労基法第八章削除・労災保険法改悪に反対する決議」（後掲）を緊急決議としてあげ、今後の反対闘争に取り組むことを決定した。

さらに、労基研のメンバーで今回の報告の作成者の一人である西村健一郎京大助教参加の討論会が、この十月二七日の午後四時から京大教養部で開催されることが決まった。参加を。

講読者の皆様へ

反対運動は急速に盛り上がりを見せつつも、まだ地域、職場段階での運動はこれからという状態です。ぜひ地域や職場での学習会を企画してください。講師派遣の準備は整っています。また、当面の主な集会などの案内は八頁を参照して下さい。

## アスベスト対策大阪ネットワーク

# 自治体のアスベスト撤去工事に監視の目を向けよう

### ズサンな工事管理と秘密主義

大阪府下では、十五自治体・四〇

校園で吹付けアスベストの撤去改修工事が行われた。その中で特に、安全センターがアスベスト対策大阪ネットワークに参加する中で関与できたのは東大阪市と摂津市とであった。摂津市については、熱心な父母と出会えたという幸運もあり、足しげく工事の視察・監視にゆく機会をもった。東大阪においても教室の天井一面にクロシドライトの吹付けのある金岡中学に撤去工事の視察を市教組と共に行うことができた。本誌八月号ではアスベスト廃棄物の処分地の問題に触れたが、それ以外の問題がいろいろ明らかになってきている。その点についてまず報告したい。

秘密裡に進められる

学校アスベスト撤去工事

第一点は、工事があること自体を

児童・父母、教師に通知説明しなかったことである。今回工事をした渡り廊下部分の吹付けがアスベストではないのか、という疑問はすでに昨年から教組・父母の中から出ていた。それに対し市教委は「未調査」を理由に確答を避けてきた、という経緯があった。にもかかわらず市教委・学校側は、アスベストであることが明らかになった段階でその旨を通知することなく、工事を行おうとしていた。父母から出された最大の不満は、ことが秘密裡に進められた

ことであった。おそらく多くの自治体も同様に通知・説明を行わなかったのではないかと考えられる。後に述べる東大阪の場合も十分な説明があったとは言いがたい。

ズサンなもの

工事の監視体制

二点目は工事の監視体制について。父母の要請に押される形で急きょ工事前に実現した説明会では、業者の監督員の他に市教委から監視員を常駐させるということであったが、実際には一日に何度か見回りに来る程度であった。その結果、作業員が保護のまま密閉された作業所から出てくる（仕様書では出てくる時は中

で保護着を脱ぎ、シャワーを浴びる  
ことになっていゝる）、二階からアス  
ベストの入ったポリ袋を投げ落とす  
といったことが見られた。こうした  
ことは、作業員に対する事前教育が  
十分行われていなかったことと並ん  
で、監視員が常時監督に当たってい  
なかつたことに起因している。

実施の基準かないから

高濃度でも再清掃せず

第三点は、環境測定の問題である。  
東大阪市の金岡中にしろ摂津市の味  
舌小にしろ、環境測定の場合が仕様  
書に明記されていなかったため、作  
業員の出入り口、排気口の直近で測  
定することがなかった。金岡中学校  
を訪れた時には、シャワー室・脱衣  
室の設けられた前室の養生シートが  
風にまくれあがり、アスベストの混  
じった粉じんが周囲に漂っていた。  
もしそこで測定すれば極めて高濃度

のアスベストが観測されたはずであ  
る。

環境測定に関連して、測定の基本  
となる値が設定されていなかったこ  
とも今後の課題といえる。いずれの  
学校においても、撤去作業終了後に  
養生シートを解体回収する際事前に  
作業場内の濃度測定をおこなうこと  
になっていたが、再清掃実施の基準  
となる数値は設定されていなかった。  
そのために、味舌小では一〇〇本／ $\ell$   
という非常に高い数値が出たにも関  
わらず養生が外される結果となった。  
業者の言い分は作業環境中の基準値  
(二〇〇〇本／ $\ell$ )の二十分の一で  
あるから大丈夫だということであつ  
た。しかし、一般環境中では一 $\ell$ 中  
に一本内外のアスベスト繊維がある  
のが通常であるという点から見ると  
極めて高濃度であると言わねばなら  
ない。にも関わらず養生の解体回収  
が行われたのは、基準値が設定され  
ていなかったことに第一の原因が求

められる。ちなみにアメリカでは、  
一 $\ell$ 中に十本以上のアスベスト繊維  
があつた場合、再清掃が法律によつ  
て義務付けられている。

撤去工事には不可欠

自治体の独自マニュアル

第四点はアスベスト廃棄物の問題  
である。七月に自治労府本部が公的  
な処分地の確保を要請しているが、  
この夏の撤去工事に伴うアスベスト  
廃棄物は結局、公的処分地にはな  
く、民間の処分場に埋立てられた。  
これについては摂津市、東大阪市両  
方とも処分場での埋立てを市の職員  
が確認しており、それによる直接的  
な影響はほぼないとは考えられるが、  
今後のことを考えると問題を残す処  
理であつたといふべきである。七一  
三区処理場の問題は後述する。  
総じて今夏のアスベスト工事は業  
者まかせで行われた。結局それは、

大阪府をはじめとする自治体が独自マニユアルを作るといった積極性がなかったことに起因している。上記の問題点を考慮にいたれた独自マニユアル作りが急務である。

## アスベスト廃棄物埋め立て

### ◆堺七―二二区◇

大阪府産業廃棄物処理公社の運営している七―三区は、かねてよりアスベスト廃棄物受け入れを検討しており、岩綿を使った処分方法の実験を行っている。実験は、袋詰めにした岩綿を、傾けたダンプの荷台から落として破損しないかどうかを確かめるもの。その結果、二メートル以上の深さに掘った穴にモッコを使って、コンクリート固化・二重袋詰めのアスベスト廃棄物を埋立てることとなった。埋立て後は、アスベストが埋められていることを掲示し、その区域を緑地帯として永久に保存する、というのが廃棄物公社の方針で

ある。

七月二十二日に厚生省から公表された「アスベスト廃棄物処理に関する技術指針」には、必要な処理場の恒久管理が義務付けられておらず、根本的な解決にはなっていない。

七―三区がアスベスト廃棄物を埋立て、その場所を緑地帯とすることとなれば、アスベスト廃棄物が新たに飛散する可能性はまずなくなる、と考えられる。

公社と堺市の間の受入れの交渉は、現在料金をいくらにするかという点に絞られており、早晚受入れが開始されるであろう。

## 夏休み撤去工事を振り返る集会

### ◇様々な取り組み

こうした問題を踏まえ、行政・自治体に対しより積極的な対策を要求するべく、さる九月二十七日、アスベスト対策大阪ネットワークの主催でこの夏のアスベスト工事を総括す

る集会が五〇名の参加者を得て開

れた。摂津市からは父母と市職の村上さん、東大阪市からは「働く者に健康を！東大阪連絡会」の代表の馳平さん、支部内の学校で新たに吹付けアスベストを発見した大阪学職労働住吉支部の宮崎さん、そしてアスベスト荷役の協定書を新たに結んだ全港湾の市川さんらの報告を受けた。集会では、アスベスト工事のマニユアル作成、各自自治体に対するアンケート調査、ビル解体現場での環境測定、労働現場へのアプローチなどに今後取り組んでいくことが確認された。

## 自治体ごとの取り組み強化を

### ◇アスベスト大阪

こうした集会の一方で具体的な措置を迫っていく取り組みも始まりつつある。東大阪市では、十月一日からアスベスト対策検討委員会が発足、全庁的にアスベスト問題に取り組む

こととなっているが、「働く者に健康を！東大阪連絡会」に対し約束した文書回答事項も行っていないというのが実態である。

東大阪市では、学校施設以外にも社会教育施設でも吹付けアスベストが発見されており、市有の公共施設二百十四のうち十四施設が同様の疑いがある。また、この間の工事等についても市民に対し実態を明らかにしているとは言い難い。市民啓発等の総合的な施策も合わせて検討委員会に要求してゆかなければならない。すでに始まった市議会本会議で社会党が対策検討委の具体的な活動内容について質問しており、連絡会の

交渉と併せて市側当局を追及してゆく構えである。

摂津市では、味舌(ました)小の撤去工事の監視運動を行った父母が中心になって、撤去工事の不十分点をまとめて市に対し文書で提出することとなっている。味舌小学校では新たに、給食車出入り口の天井に吹付けアスベストが見つかっており、その撤去工事も計画されている。その工事は父母の申入れが聞き入れられたかどうかの試金石となるであろう。支部内中野中学校体育館に吹付けアスベストの見つかった大阪学職労東住吉支部では、十月十八日に学習会を予定している。学職労は、大阪

市教委に全学校の再調査を要求しているが、学習会はそれに向けた取り組みとして位置づけられている。学校でも、いまだ工事の行われていないところがあり、今後も吹付けアスベストが発見されることが十分考えられる。こうした学習会を草の根的に開いていくことは非常に重要である。

アスベスト対策大阪ネットワークは、こうした学習会の開催を地域・職場に要請していきたいと考えている。ぜひとも、安全センターに学習会の要請、アスベストに関する情報を寄せていただきたい。

## 関西

10・27 午後四時 京大教養部

討論△云「中間報告」をめぐる

出席 労基法研究会メンバー 西村健一郎助教授

11・16 午後六時 大阪PLP会館

労基法・労災法改悪阻止総決起集会△云

主催―総評大阪地評

## 東京

10・22 午後一時～五時 総評会館

シンポジウム「これぞよいか労災補償」

主催―総評・被災者対策全国連

11・28～29

労基法・労災法改悪阻止討論集会

対労働省行動



# 前線かち

## 給食調理員の指曲がり症

大阪

### 「斉」公務申請へ

自治労大阪府部

決定、各都道府県本部はこれを受け、傘下の給食調理員指曲がり症調査に入った。大阪府本部においては、藤病院(二千)に各単組を通じて調査表を配付、これを集約し、中から被災者を抽出し全国一斉申請日をして設定されている十一月半ばを目標に、公務災害認定申請の準備を行う方針。

自治労大阪

府本部は、九

月十日、東区

法円坂会館に

おいて、給食

調理員の指曲

がり症一斉調

査についての関係単組・担

当者集会を行った。

集会では、山本万年府本

部委員長が府本部として全

力で取り組むと決意表明し

たあと、中央本部安全衛生

対策室の中桐顧問医師が、

指曲がり症と公務災害の取

り組み方について講演した。

自治労では、岡山県で初

めて取り組みを開始した指

曲がり症公務災害認定闘争

を全国的に展開することを

原現業対策部長をキャップ

に対策委員会を設置、この

日の学習会をスタートに、

六千名(学校園給食四千、

## 出稼脳卒中労災 柴田訴訟

### 控訴審法廷で

### 国側準備書面を提出

大阪

出稼脳卒中労災柴田訴訟

の控訴審法廷がこの九月十

四日午後十時に開かれた。

この裁判は、出稼労働者の

柴田さんが道路工事作業中

に発症した脳卒中を業務上

災害と認め、原告勝訴と

なった五月十六日の大阪地

裁判決に対して、国・労基署側が控訴していたもの。

この日の法廷では、国側

が控訴理由の準備書面を提

出した。書面では、柴田氏

の地裁で退けられた主張で

ある、柴田氏の高血圧症が

重症のものであり、直前の

ブレーカー作業や出稼労働

の実態は重激なものではな

かったとする主張を繰り返

している。法廷ではさらに新たな鑑定意見を提出するために現在準備中と報告した。

午前十時から大阪高裁一〇七号法廷で開かれ、被控訴人側から準備書面を提出することになる。

次回法廷は十一月二五日

## 〇君火傷裁判 本人尋問

# ガソリンを使うのはいつものことだった

ユニオンひびく

大阪

九月十四日大阪地裁で、東地域合同労組の〇君火傷裁判の法廷が開かれ、証人尋問のトップとして本人尋問が行われた。

この裁判では、〇君が印刷機の清掃作業中に使用していたガソリンに、すぐそばにあった石油ストーブが引火したというのが火傷の

原因であることははっきりしているが、ガソリンの使用を社長が指示していたかどうか、使用上の注意を行っていたかどうかが争点の一つとなっている。これについて、〇君は尋問のなかで「いつも掃除の時に、

ココなどを洗うのにガソリンを使っていた」とし、格

別の注意を受けたわけではなかったと証言した。また、

証人申請した。

裁判長の、社長がガソリンを使っていることを知っていたのかとの質問に対しては「知っている」と答え、やめとけとか注意されたこととはないと答えた。

当日は、東地域合同労組のメンバーとともに地元的全通の労働者などたくさん全通の労働者が駆けつけた。傍聴支援者が駆けつけた。零細事業所の若年労働者である〇君のような例で、泣き寝入りのまま済まされている労働者の数はおそらく数知れないだろう。今後も更に法廷の支援を強めてゆきたい。

このように、本人尋問でその事実関係がはっきりしてきたが、被告側は証人として、〇君の被災の第一発見者で上司であるSさんを

見者で上司であるSさんを

梅本難聴裁判

南 本人尋問で

東 会社のウツン明らかに

九月五日、大阪地裁において、全金松本製作所支部

梅本組合員が会社を相手取って闘っている「難聴労

「災害賠償裁判」の、原告主尋問が行われた。

一九八〇年に提訴されて以来、八年の長きにわたる裁判もいよいよ大詰め。主な焦点である「松本製作所で難聴になったのか」について、会社側は、昭和四二年の入社以前の仕事が原因であると主張してきた。し

かし、松本製作所で、溶接工としておこなってきた、グラインダー、ハンマーを用いた作業は、明らかに騒音作業であり、これに対して難聴の予防措置をとって

いなかったことは明白。会社は、例えばハンマーの打撃回数は非常に少ないとか、誰でも使用していた

エアグラインダー（電動に比して騒音が大きい）を原告が使っていないかったなど

姑息な反論を行ってきたが、それがデタラメであることが、当時の同僚の証言、陳述書によっても明らかにされた。今回の原告本人の尋問は会社側証人などの証言に

てきた虚偽や新たな事柄について補足をするために原告側から求めていたもので、本件裁判の締めくくりになる。

次回は・・・  
十月三日午後二時半～三時  
地裁七一二法廷。

## アスベスト対策をどうするか

アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編  
日本評論社発行

A5判 一三〇頁 頒価 八百円 送料 二百円（冊数に関わらず）

## グッバイ・アスベスト くらしの中の発ガン物質

川村暁雄著 日本消費者連盟編集・発行 A5版 63頁 頒価 四百円 送料 二百円（冊数に関わらず）

関西労働者安全センターで取り扱います。郵便振替でお申し込み下さい。

東南

役にたたない

出来△口の

職場上点検ビデオ

◆東南地域労災職業病問題交流会

東南交流会では、安全衛生実務講

座として職場健康診断をとりあげて

きたが、七月のパート4「血液検査

について」で終了した。講師には、

松浦診療所健診部があたった。交流

会では、同様な企画をと、地域の組

合に呼びかけている。

交流会は、今年、「労災職業病・

安全衛生闘争を職場・地域に根ざす」

を基本目標に講座を軸に活動してい

るが、八月度からは、職場点検シ

リーズをはじめた。安全・衛生の一

つの柱である、職場の安全や衛生に

関する点検について考えていこうと

いうもの。

第一回は、八月三〇日に「職場点

検はどうして必要か」と題して安全

センターの片岡が報告した。主には

労災防止のための職場点検を行う際

の労働災害の原因の考え方について、

よく陥りがちな「労働者不注意論」

の落とし穴について。主な内容は、

労働者の注意を喚起することに重点

をおいた点検は効果がないし労務管

理になってしまふということだった

が、話がやや抽象的になってしまっ

たのが残念だった。

第二回目は、九月二〇日に、中央

労働災害防止協会作成の「職場点検

の進め方」と題するビデオを上映し

て、それをダシに職場の実態を述べ

あった。ビデオで紹介されたのは、

某大工場で「こんなにできるわけが

ない」「うちとはまるで実態が違う」

と不満の声がしきり。

なかでも、「こうしたビデオをう

ちの職場でも当局が安全教育で見せ

るが、自分たちの職場とは殆ど無関

係で役に立たないし、興味もわか

ない」と市従平野から手厳しい発言。

そのあとは、清掃労働の安全が、行

政の無策と市民の無関心によって脅

かされていることが報告され、参加

者一同認識を新たにした。是非今後

この問題を交流会で報告を受け、全

体で考えていこうということになっ

た。

東大阪

アスベスト問題

市当局へ

抗議

◆働くものに健康を、東大阪連絡会

連絡会では、アスベスト問題につ

いて東大阪市との第3回目の交渉を

申し入れている。夏休みに吹きつけ

アスベストの撤去工事が行われた市内七小中学校に引き続いて、残りの七校の工事が今後行われる予定。さらに、それ以外の公共施設の対策へと進んでいく予定。

ここで問題は、今回工事の問題点（最終処分が民間処分場で行われている、工事の監理が不十分なため粉塵が飛散したり、学重機がそのすぐそばに放置されていたなど）の改善さらに、吹きつけアスベストのある

公共施設名が未だに公表されていないことなど。

連絡会事務局から市当局への再三の交渉申し入れにもかかわらず、窓口さえ決まらないため、十月六日、市環境衛生部に対して抗議するとともに、要求書を手交した。これに対して、環境衛生部長は、今後誠実に対処することを確認した。

九月の連絡会定例会は、十月二六日、「アジアの労災職業病闘争」と

題して、安全センターの西野が今年五月に香港で開かれたアジア安全センター交流会の報告を行った。これについては本紙でも紹介してきたところなので省略。

次回は、一〇月十七日午後六時から東大阪セルメントにおいて、労基法・労災保険法改悪問題の学習会を行う予定。近くの方は是非御参加下さい。

## 緊 急 発 行

企業の災害補償責任をなくし、被災労働者の生活を破壊する

# 労基法・労災保険法の全面改悪を阻止しよう！

労働省がこの八月五日に公表した「労基研（災害補償関係）の中間的な研究内容について」は、法制定後最大の抜本改悪案。これをコンパクトに判りやすく解説批判した恰好の学習会用テキスト。

B5版、10ページ。発行「労基法・労災法改悪阻止連絡会議。頒価一〇〇円（10冊以上送料当方負担）」

# ③ 出張中ときどきどうする

## 出張中の業務上災害

出張中の全過程が

業務遂行中の時間

出張中の災害については、どこまでが業務上災害として補償されるのでしょうか。会社をでてから会社にもどる場合、または朝そのまま自宅から出張先へ行く場合など、すべて出張の全過程について業務遂行中とみなされます。

例えば、自宅からそのまま出張先へ行き、またそのまま直接自宅へ帰るといような場合、自宅を出たときから帰り着くまでの間すべてが出張中とみなされます。したがって、出張先へ行く途中、いつもの通勤経

路をたどっているときに事故にあつたときは、通勤災害ではなく業務上災害として補償されることになりま

す。また、出張先での食事中や喫茶店、宿泊先での事故などでも業務によるものと認められています。宿泊した旅館の暖房施設が故障していたことに原因するガス中毒や、夕食が原因となった食中毒なども業務上災害として認められています。

これは、出張中は個々の行為について、いちいち事業主の拘束を受けらるわけではなく、出張者の自分の判断に委ねられている部分が大半であるという事情によることから、職場内での災害にくらべて多少の私的な

行動についても大目に見ているということになります。

もちろん、出張先近くに住んでいる友人に会いに行くとか、仕事が終わって映画を見に行っている間など、積極的な私用の間や、恣意的な行為によるような場合は除かれますが、それ以外は一般的に出張に通常ともなう行為とみて業務上と認められることになるわけです。

このように原則的には出張中の災害についての業務上の枠は広く認められているのですが、労基署の窓口で相談したところで必ず話になるのが、私用の間ではなかったかどうかということの証明ということ。労基署の係官は、いろいろな面倒なことを言うてくることが多いのが現状ですが、これまで述べたような常識的な判断さえあれば、自信を持って補償請求を行わねばなりません。

## V D T 作業と健康破壊を考える

日時：10月20日午後6時～8時

場所：大阪市立労働会館

いま、オフィスの労働はV D T作業の洪水です。そして、これまでになかった事務作業者の静かな健康破壊が進行しています。「週末が近づくと、目が痛くて開けていられなくなる」「休みの日はぐったりと寝そべっていないと疲れがとれない」「週に1回は針灸治療を受けないと、とても仕事が続けられない」……。

会社の中でコンピュータ作業の担当者として、一日中V D T機器の前にすわる作業者の悩みは、あまり問題にされないまま積もっていくかのようです。はたして、V D T作業による健康破壊の現状はどうなっているのでしょうか。



この討論会では、①V D T作業者の訴えを聞き続け、治療に携わってきた立場、②V D T作業による頸肩腕障害に被災し、治療を続ける被災者の立場、③労使協定の取り組みの報告を受け、さらに④全国的にこれまで明らかにされている職業病被災者の現状をふりかえりながら、今後の対策を考えてゆきたいと思います。

V D T 労働対策連絡会・関西労働者安全センター

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階

TEL (06) 538-0148

《資料》 労働基準法第八章削除・労災保険法全面改悪に反対する意見書

貴省は、一九八八（昭和六三）年八月五日、「労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について」と題する文書を公表し、関係各審議会の意見を聴いた上、法案の作成を行い、本年十二月からの次期通常国会に労働者災害保険法等の「改正」案を上げする予定であることを明らかにした。

しかし、右法案作成の基礎となつている前記研究会報告は、法定補償制度、法定外補償制度、民事損害賠償制度の根幹にかかわる看過しがたい重要な問題があり、総評弁護団としては、これを基礎とした法案作成作業には、断固反対せざるをえないとの結論に達した。その理由は、後記のとおりである。

ついで、貴省におかれては、本意見書の意を十分汲みとられ、右研究会報告を基礎とした法「改正」作業を直ちに断念されるよう強く要請する次第である。

なお、本意見書を労災保険審議会および労働基準審議会の全委員に配付し、審議の参考資料とされるよう要望する。

一九八八年十月 日

東京都千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

総評会館内 Ⅱ（〇三）二五一—五三六三

総評弁護団 会長 佐伯 静治

労働大臣 中村 太郎殿

### ■ 「労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容」の性格・内容と慎重審議の必要性

#### 一 「中間報告」に対する私達の結論と中間報告

本年八月五日に労働省が発表した「労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容」（以下「中間報告」という）につき、私達は種々検討の結果、これは、労災保険法の全面改悪と労働基準法からの災害補償規定の削除を内容とする全面改悪案との結論に達した。

以下、その理由を明らかにするものであるが、まず最初にその基本的な性格につき、指摘しておく。

この労働基準法研究会は、労働大臣の私的諮問機関であり、労働大臣は一九八六（昭和六一年十月）年に労働基準法研究会に労働基準法および労災保険法による労災補償制度に

関する法律諸問題の研究を委嘱し、同研究会が二〇回の会議を重ねた結果として、「中間報告」の発表に至ったのであるが、この「中間報告」は私的諮問機関の私的発表にすぎない、ということである。

したがってこのような「中間報告」に何人も拘束されるいわれはなく、それは単なる「私案」であって、今後十分に批判検討されるべきものである。

#### 二 「中間報告」の基本的内容

「中間報告」は、日本国憲法と労働基準法の制定以来、日本の労働者と労働組合が獲得してきた法定補償制度・法定外補償制度・民事損害賠償制度に対する、根本的な見直しを内容とする提案を行っている。

すなわち、「中間報告」の検討結果では、次の重大な提案がなされている。

① 年金の給付基礎日額について「年齢スライド」の導入をはかる。  
（現在は、原則として被災前三ヶ月の平均賃金により給付基礎日額が決定される）

② 障害等級一級二級の障害補償年金を三級と同じに切り下げ、別途必要に応じて介護補償給付をなす。  
（現在は、障害等級別に、年金支給年額が定められており、一級は給付基礎日額の三—三分、二級は二—七分、三級は二—四分である）

③ 休業補償給付は療養一年六ヶ月までとし、それ以降は傷病による障害の程度に応じて障害補償給付を行う  
（現在は、「治癒」まで給付基礎日額の六割分の休業補償給付と同二割分の休業特別支給金が支給される）

④ 遺族年金の個別受給権の確立。  
（現在は、被災労働者に生計維持されていたものうち、配偶者、子、孫、祖父母及び兄弟の最先順位者が受給権）

⑤ 労災指定医療機関について監督および指定の取消等について法的整備を図る。  
⑥ 医学的判断のために、都道府県単位に労災専門医委員会を設置する。

⑦ 労災保険と社会保険給付との調整、具体的に三案が提起されており、そのA案では、労災保険は労働年齢時まで支給し、以降は社会保険のみ支給するものとする。  
（現在は、高齢になった場合でも、労災保険の年金と厚生年金等社会保険の年金を共に受給できる）

⑧ 民事損害賠償との完全調整を行い、民事損害賠償を受けた場合、それに相当する労災保険を、支給停止期間の制限をとりはらい、完全に支給停止する。  
（現在も、一九八〇（昭和五五）年の法改正により、民事損害賠償と労災保険給



- 付の調整がなされているが、支給停止期間は最長九年である）
- ④ 労働基準法第八章の災害補償制度を廃止し、保険システムを用いて事業主の集団による労災保険のみにより補償をする。

（現在は、労働基準法第八章により、被災労働者に対し個別使用者が補償責任を負い、労災保険によりこれを担保している）

### 三 法「改正」の動向と慎重審議の必要性

労働省は、労災保険基本問題懇談会に、この「中間報告」を提出し、ここで現在討議がなされている。しかし労災保険基本問題懇談会は、法的根拠のあるものではない。これは労働者災害補償保険審議会委員全員により構成されているが、正式の審議会のように定数等の制約が一切ない。労働省は、懇談会の討議終了後に、正式に労働者災害補償保険審議会に諮問をなすとの方針を明らかにしているが、その一方で、労働省は、本年十二月からの通常国会に労災保険法等の「改正」案を提出する予定であることを明らかにしている。このことは、労働省が審議会において十分な審議をすることを全く予定していないことを示すものである。労働者災害補償保険審議会および労働基準審議会は、形式的な審議をすべきてはなく、各階層の意見を十分聴取し、また、研究会に提出された以上の資料も収集の上、慎重審議をすべきである。

### II 「中間報告」のねらいと特徴

#### 一 財界の要請と労働官僚の意向にそった「中間報告」

- (1) 日経連の要望事項をほぼ全面採用した「中間報告」
- 労災保険法は、一九八〇（昭和五五）年に、民事損害賠償と保険給付の調整を柱とする「改正」がなされた。しかし、経営側法曹からは、調整が不徹底であることに早くから不満が述べられていた。

日経連は、一九八四（昭和五九）年十一月十三日労働大臣に労災保険法「改正」の「要望書」を提出し、①使用者の不服申立制度の創設、②労災保険給付と民事損害賠償との完全調整、③労災年金と厚生年金の併給調整、④診察医制度の拡充、⑤労働福祉事業の技術的見直し、を柱とする労災保険法改悪を要求した。

労働者災害補償保険審議会は一九八五年十二月十八日、「労働者災害補償保険の改善について」と題する建議をまとめ、この中で今後検討すべき問題を提起した。

労働省は、これを受けて、一九八六（昭和六一）年十月、労働大臣の私的諮問機関で

ある労働基準法研究会（座長 萩澤清彦 成蹊大学教授）に、右建議で指摘された点についての検討を委託した。同研究会の中の災害補償関係の七名（座長 花見忠 上智大学教授）がまとめたのが、今回の「中間報告」である。

この「中間報告」と前記日経連の要望事項を比較すると、日経連の要望事項の①と⑤以外が全部採用されているのである。しかも、今回の「中間報告」では、労働福祉事業である特別支給金等については、検討から除外しており、今後の検討次第では、日経連の要望事項の⑥も採用される可能性がある。

#### (2) 労働官僚の意向にそった「中間報告」

- ① 企業の「上積み補償」に対する敵意

労働省審議官である倉橋氏は、一九八一（昭和五六）年刊行の「評解 民事損害賠償と労災保険給付の調整」（労務行政研究所）を執筆し、その中で、労使協定もしくは就業規則による法定外補償に関して、「本制度の普及率及び給付水準における企業間の甚大な格差（それも労働災害の少ないと思われる大企業の一部における安易な給付額の引き上げ）が存在する点については、本制度の存否論にさかのぼった根本的な検討を要するものと考える」（一五三頁）と記載し、企業の上積み補償制度を見直すよう強く求めた。

この「上積み補償」見直し論に沿って、「中間報告」は、労働基準法第八章の削除と民事損害賠償との全面調整を提案しているのである。

- ② 給付水準についての「十分」論

労働省労働基準局長でもある寺園氏は、一九八五（昭和六〇）年刊行の「労災保険の現状と課題」（労務行政研究所）の中で、労災年金の給付水準について、「第三級の障害補償年金の平均年金額は、いわゆるボーナス特別支給金を含めて約二六万円となっている」、「労災保険の障害第三級に相当する厚生年金の平均支給額（第二級）は、およそ一〇八万円である」、「労災年金は、やはり相当に充実した内容とみることに妥当ではないだろうか」（三七九頁以下）と記載し、保険給付水準がもはや十分であると指摘している。

労働官僚のかかる給付水準に関する意見を「中間報告」はそのまま採用している。

#### 二 労災保険財政の動向と、今回の「中間報告」・法「改正」のねらい

- (1) 基本原則

日本国憲法第二十七条は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」としている。この憲法を受けて、労働基準法がある。労働基準法

第一条は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない」としている。よって、労働基準法はあくまで最低条件を定めるものにはすぎず、これより向上させるべきなのである。そして、労働基準法は、第八章で災害補償制度を定めている。この災害補償制度により、個別使用者の個別労働者に対する災害補償義務が労働条件であることが明らかにされ、かつ、第八章が災害補償の最低水準を定めているのである。

労災保険法は、使用者に支払能力がなく労働基準法所定の災害補償義務を果たすことができない場合を防ぐため、保険原理により支払いを確実にし、労働者の災害補償を受ける権利を補償しているのである。であるからこそ、発足当時の労災保険制度では、小額の医療費（百円以下）や小額の休業補償（六日以内）については、保険給付の対象とせず、それを上回り、かつ、労基法八章所定の災害補償義務の範囲内で、保険給付がなされてきた。

かかる労基法準拠の労災保険給付では、制度発足当初は、いかなる重症患者でも、災害から三年たつと打切補償がなされるだけで、医療費も生活費も補償のないままに社会に放り出されるのが実態であった。

そのような非人道的給付の改善を求める声が高まり、一九六〇（昭和三五）年と一九六五（昭和四〇）年の法改正により、現在のような年金を中心とした労災保険法改正がなされるに至った。この年金化は、労基法第一条の労働条件向上義務を法制度として具体化したものである。

よって、労災保険は、あくまでも、個別使用者の災害補償義務を拡大具体化したものであり、労働災害発生による支出増は、労働災害を発生させた使用者が負担することによって、保険収支の均衡を図るべきものである。労災発生による保険財政の悪化について、労働者に犠牲が転嫁されてはならない。

## (2) 労働保険財政の動向と今回の「中間報告」・「法改正」との関連

労働省は、今日まで、労働保険財政の詳細についての必要な統計を発表していない。しかし、これまで、公表された統計によっても、次の事実が明らかである。

### ① 年金受給者数の直線的増加

まず、保険の受給者数を見てみる。

第一表のように労災保険の新規受給者は減少してきた。しかし、第二表によって明らかのように障害等級第一級の障害補償年金受給者は、過去十数年間着実に増加してきたのであるが、ここ数年受給者の一割が死亡しているため、これと新規受給者の数がつりあっている状態になっていることが第三表によって明らかである。しかし、今後の推移については予断を許さない。

このように、年金受給者が年々増加していること、これが、保険財政を圧迫していることが、容易に予測される。

### ② 労災保険財政の三大支出——年金・療養・休業

次に、保険給付の種類別の給付額の中で今日大きな比重をしめるものは何かを検討する。

一九八七（昭和六二）年度の保険料収入は、一兆〇六一億九〇〇〇万二〇九五円であった。

これに対し、同年度の保険給付額が七二四二億二九六三万九千九百六円、労働福祉事業経費が一六二五億八千三三万八千五百九十九円であった。

保険給付額の七二四二億二九六三万九千九百六円の保険給付別支払の内訳が、第四表である。

### ③ 二〇年間の伸び率での比較——年金・療養が高い伸び率

この保険給付別支払内訳によれば、支払いの第一位を占めるのが年金給付で二八〇七億円、第二位が療養給付で三三二億円、第三位が休業補償給付で一三六〇億となつていくことがわかる。

労災保険給付の中でも、年金給付と療養給付が、現行制度を維持するならば、今後也有着実に増加することが予測されるのである。

一九八七（昭和六二）年度とこれより二〇年前の一九六七（昭和四二）年度との保険給付別の給付額と伸び率を比較したのが、第五表である。これによれば、労災保険給付全体がこの二〇年間に一〇・二倍に伸びている中で、年金給付の占める比率は一割にも満たなかったのが、最近の二〇年間で、年金給付等が約三八倍にもなり、保険給付の中の三分の一以上も占めるようになったのである。

そして、前掲①記載の統計によっても明らかとなっており、今後とも、年金給付が増大していかざるをえないのである。

今回の法改正案は、これらの年金給付等と療養補償給付の抑制を意図するものであることが、労災特別会計の分析からも明らかである。

### ④ 休業補償給付の約三分の二が長期療養患者

さらに、今日、休業補償給付の中で、長期療養患者の占める割合が高くなっている。療養開始後一年六ヶ月超過後休業補償給付を受けている被災労働者の数は第六表記載のとおり、一九八七（昭和六二）年度末現在で、合計三万八千七百人いる。

休業補償給付の発生年度別支払い状況を第七表によって見ると、一九八七（昭和六二）年度の休業補償給付の延べ日数三〇〇二万日の内、一九八八年度以前に発生したものが一九四六万日分を占めている。

すなわち、休業補償給付は労災保険給付の約二割を占めている。この中で、約三分

の二が長期療養患者によるものなのであり、これに対する休業補償給付を削減すれば、労災保険給付全体で見ても大幅な削減を見込まれる。また休業補償給付を削減すれば、被災労働者が療養に専念できなくなり、療養補償給付の削減も図ることができる。

今回の「改正」提案は、正に、長期療養患者に対する休業補償給付の削減とこれに連動した療養補償給付の削減により、保険財政支出全体の大幅な削減を図ろうとするものである。

(3) 「中間報告」の意図するもの

今回の「中間報告」では、年金給付の年齢スライド制、障害等級一・二級の障害補償給付の削減、一年六ヶ月以上の長期療養患者に対する休業補償給付の停止、社会保険との調整が提案されている。

これが実行されれば、前記の財政分析で明らかのように、年金・療養補償・休業補償の三大給付の大幅削減を図ることができる。

これにより、被災労働者に対する給付水準を切り下げることが可能となる。

毎年労災保険給付が増大しているのは、使用者が労災発生予防の義務を怠っているためであり、その結果としての、保険給付の増大については、使用者の負担する労災保険料の増額によって、補填されなければならない。

にもかかわらず、今回の「中間報告」の提案しているのは、保険収支の悪化を防ぐため、被災労働者に対する給付切り下げの道を開くものである。

(4) 八六年「改正」による保険財政収支改善の実績

労働省は、今回の「改正」提案について、「財政的には中立的なものである」と強弁している。

しかし労働省は、過去に「財政的に中立」といいながら、財政支出の削減を図った前歴がある。それは、一九八六（昭和六一）年の労災保険法「改正」のときのことである。

この「改正」により給付基礎日額につき年齢毎の上限と下限の規定を設けた。この「改正」では、年齢毎に賃金センサスによる賃金分布の上位九五％を上限とし、下位の五％を下限とすることとされ、具体的には、改正当時では、二五歳で給付基礎日額九八七三円を上限、四〇歳で給付基礎日額一万五七六一円を上限とすることとされた。この当時労働省が当初行った法案説明では、「財政的に中立」とされていた。ところが、衆議院の審議の中で、財政見込について追及を受けた労働省は、下限規定の適用を受けて給付の増額となるものが二万二九三三人（年金受給者の二一％）、上限規定の適用を受けて給付の減額となる者が一万二八九人（同七％）と答弁し、年金給付の総額でいえば、過渡期の二年間のみ一時的支出増となるが、その後は大幅な減額となることを明らかに

した。次の数字は、当時、労働省が、一九八五（昭和六〇）年頃の年金受給者数と平均賃金を基礎に試算公表した収支見込である。

一九八七（昭和六二）年度	二六・二％の収支増
一九八八（昭和六三）年度	一〇・三％の収支増
一九八九（昭和六四）年度	二・八％の収支減
一九九〇（昭和六五）年度	一三・六％の収支減

当時の法「改正」によってすら、かかる大幅な収支減となることを、労働省は当初「財政的に中立」と強弁していたのである。

今回の「中間報告」による根本的法的「改正」がなされれば、これとは比較にならない「収支減」となることが明らかである。そのしわよせは、すべて被災労働者と遺家族に来るのである。

三 労働基準法第八章削除による権利剥奪・歯止めなき補償水準切り下げ

(1) 現行法体系

日本国憲法第二七条は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」としている。この憲法を受けて、労働基準法があるのである。そして、労働基準法第八章は、労働災害が発生した場合の使用者の補償義務を具体的に定めている。その上で、労働基準法第一条は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない」として、労働基準法があくまで最低労働条件を定めるものにはすぎず、これより向上させるべきことを規定している。

この労働基準法は、個別労働者の使用者に対する最低の権利を、第二次大戦直後に定めたものである。

そして、総評系各労働組合は、前期労基法第一条の労働条件向上努力規定に従い、法定外補償（いわゆる「上積み補償協定」の締結に一九六五（昭和四〇）年以降努力し、一九七〇（昭和四五）年以降はこれが同盟系労組にも波及し、今日では、大企業のみならず従業員五〇ないし一〇〇人規模の中企業の過半数までもが、「上積み協定」ないし「上積み就業規則」を有するに至っているのである。

(2) 労働基準法が果たした役割

労働基準法は、個別労働者の使用者に対する最低権利水準を明確化している法律であ

る。

であるからこそ、労働組合は、この最低権利水準をかき上げするため協定闘争に取組み、前期のとおりいわゆる「上積み協定」と呼ばれる法定外補償協定を獲得してきた。しかし、実際の運用についていうと、労働基準法が定める災害補償規定については、多くの企業に労災保険法が強制適用され、個別使用者に代わり労災保険が保険給付をなしたため、労基法の直接の効用を個別労働者が実感する機会は少なかった。労働基準法の災害補償規定によって使用者から直接給付を受けたのは、旧国鉄・旧東売公社等の限られた労働者であった。

そうであっても、労働基準法の災害補償規定は、個別労働者の最低労働条件の歯止めとして有効に作用してきた。たとえば、一九八五（昭和四〇）年の労災保険法「改正」により遺族に支給される遺族補償一時金が平均賃金の四〇〇日分しかなく、労働基準法所定の遺族補償の一〇〇〇日分より下回る事態となったことがある。この問題が訴訟などにより具体化した際、政府も国会も立法の不備を認め一九七〇（昭和四五）年法律第八八号による労災保険法改正を行い、これにより労災保険法の遺族補償一時金を労働基準法水準に改訂したのである。

### (3) 「中間報告」と法「改正」の意図するもの

① 「中間報告」は、「災害補償は、労働基準法（第八章）によらず、保険システムを用いて事業主の集団によって補償する労災保険法によるべきである」という。

② この「中間報告」による法「改正」がなされると、労働基準法第八章は削除され、災害補償についての、個別労働者の最低労働条件（権利）規定はなくなる。③これは、労働組合の労働条件改善闘争に直ちに影響をもたらす。なぜなら、災害補償は個別資本の責任ではない、労災保険一本でまかなうべきものである、という抗弁を使用者が出すことが容易に予測されるのである。既に獲得している「上積み補償協定」の廃棄が切下げすら使用者に要求されかねないのである。

④ そして、今回の「中間報告」が提起している法改正が実現すると、「改正」法の下での労災保険給付が現行の労働基準法所定の給付水準を下回ることになる場合が、少なからず生じる。労働基準法第八章の災害補償の規定があつては、「中間報告」の打ち出した給付水準が労基法を下回り、この差額を使用者が支払わなくてはならなくなるため、これを防止する目的で、労基法の第八章の削除という乱暴きまわりない提案をしているのである。

具体的に言えば、「中間報告」で提起されている年令スライド制、社会保険との調整、休業補償の一年六ヶ月での打切等の規定はいずれも、労基法第八章の規定する最低給付水準から下回る保険給付しかなされていない場合を少なからず生じさせる。この矛盾の解決のため、「中間報告」では、労基法第八章の削除を提言し、労働省もこ

の報告で立法作業を行っているのである。

⑤ 労基法第八章の災害補償規定が削除され、最低労働条件としての労災補償規定がなくなり、労災保険法による補償システムに一元化された場合、労災保険の給付水準についての歯止めは一切なくなり、保険収支の都合により、給付水準を切り下げることが自由に行なえるようになる。

これまでは、労基法第八章の災害補償規定を下回ることなく、いかに上積みの給付を獲得するかが立法闘争課題であったのが、今後は、保険財政上の理由（保険料の支払義務は使用者であるから、結局、総資本の都合）により、労基法水準をどのように下回ろうと自由になるのである。

### 四 災害補償制度の変質——生活補償から損害補償へ

(1) 現行の災害補償制度は、生活補償制度である

① 災害補償は憲法の生存権の基本権  
憲法の定める人権規定には、自由権の基本権と生存権の基本権の二種類があり、憲法二六条（労働条件法定主義）が生存権の基本権の規定であることは、憲法学者の誰も異論を見ない。

憲法に基づく労働基準法は、生存権の基本権を具体化したものであり、労働基準法第八章の災害補償規定もその一部である。

② 災害補償制度と民事損害賠償制度の違い  
民事損害賠償制度は、私人間での損害の公平な分担を目的とするものである。災害補償制度は、これとは全く異なる制度である。

たとえば、被災労働者が死亡した場合、民事損害賠償であれば、賠償金を民法の相続規定に従って相続人が分割するのであり、内縁の妻には相続権がない。ところが、災害補償制度では、労働者の配偶者が第一順位の受取人となる上、婚姻届をしていない内縁の妻でも受給権がある。災害補償制度の場合に、民事損害賠償制度と違って、子供に第一順位の受給権がなく、また、内縁の妻でも受給権があるのは、被災労働者の収入で生活していたのは誰かという生活実態を考慮し、この者の生活を被災労働者の死亡後も守ろうとしているからに他ならない。

③ 災害補償の補償対象は生活能力の喪失である

災害補償規定が生活補償規定であるからこそ、その補償の対象となるのは、被災労働者の稼働能力の喪失分に限定されず、生活能力の喪失をも含むのである。

民事損害賠償制度においては、災害により得ることができなくなった収入（損失利益）について原則として治療時から六七歳までの分しか損害として認めない。しかし、

災害補償制度では、六七歳間際の高齢者が被災した場合でも若年者の場合と同様死亡までの補償をなすこととされて、六七歳までの分しか補償しないことになっていない。

これは、治癒しても、後遺障害が残った場合、被災労働者は単に賃金面での損失を蒙るだけでなく、補助具を使用しなければならなかったり、介護人が必要であったり、通常の交通手段が使えなかったり等々の様々な性格面でのハンディキャップを背負っており、これにより、健康人に比較して余分な支出が必要になったりするからであり、こうした生活能力の喪失について補償をなす必要があるからである。

(2) 「中間報告」での稼得能力填補論とその導くもの

今回の「中間報告」では、労災補償制度の趣旨について、「稼得能力を填補するものである」と再三主張し、これが諸々の「改正」の理論的支柱になっている。「中間報告」は、「稼得能力」という用語について、その定義を明確にしていなが、前後の文脈からみて民事損害賠償制度でいう「得べかりし賃金（退職金を除く）」と語義であると判断できる。つまり、「中間報告」は、災害により賃金が減少した分もしくは減少するであろう分を補填すればよいというのである。これは災害補償制度の制度趣旨を、生活補償制度ではなく、損害賠償制度へ転換しようとするものである。

このように災害補償制度の制度趣旨の交質をはかり、稼得能力の喪失分のみを填補すればよいとの考え方に立つ結果として、今回の「中間報告」では年齢スライド制による高年齢者に対する給付水準の切り下げ、遺族補償について相続人らの個別受給権制度への転換、社会保険との調整により稼得能力がなくなる直轄の労災補償の打切、民事損害賠償との全面調整等の提起がなされているのである。

五 被災労働者とその遺家族の生活実態無視とその結果としての切捨て

(1) 被災労働者とその遺家族の生活実態

① 労働省婦人少年局による一九七五年の調査結果

労働省婦人少年局は、一九六九（昭和四四）年以降一九七五（昭和五〇）年まで、数回にわたって、労働災害家族の生活実態に関する調査を行った。この調査は、婦人少年局・婦人少年室職員及び統計調査員による実地調査であり、きわめて正確度の高いものである。

労働省婦人少年局が実施した最後の実態調査結果報告書（婦人関係調査資料No.八八）によれば、一九七五（昭和五〇）年当時障害等級一級から七級の障害補償年金受給者の家族の子供の進学・就学には被災が大きな波紋を及ぼしていることが明らかである。すなわち、第八表の「ないし三」によって明らかのように、当時高校生である子供がい

た世帯では三割、中学生や大学生がいた世帯では二割強が就学に経済的理由によるならんかの支障をきたしている。経済的な支障のあった世帯のうち、中学生である子供がいた世帯では、高校進学を断念したものが約半数、全日制から定時に切り換えたものが約四分の一に及んでいる。また、高校生のいる世帯では大学進学への予定をやめたものが三分の二にも及んでいる。

このように、労災は、被災労働者とその遺家族の生活に、労災保険給付を受けていても、極めて深刻な打撃を与えているのである。

② 財団法人労災年金福祉協会による一九八六年の調査結果

労働省婦人少年局による調査は、何の合理的理由も示されず、一九七五（昭和五〇）年をもって打ち切られた。

その後は、労働省の外郭団体である財団法人労災年金福祉協会による生活実態調査が数回行われているが、その調査項目は極めて簡単なものであり、しかも、郵送によるアンケート方式であるため、生活に追われて余裕のない家族からの回答率が低下する危険な方式をとっている。

このため、労働省は、一九七五（昭和五〇）年以降、被災労働者とその遺家族の生活実態についての科学的調査をサポートしているといわざるをえないのである。それでも、財団法人労災年金福祉協会の昭和六一年三月付「労災遺族（補償）年金受給者の生活実態調査結果報告書」によれば、被災したことによる家計への影響があったとする世帯が七九・七％もあり、そのうち、進学断念・昼間から夜間への変更・中退等の学校生活への影響があったものが三二％にもぼっていることが明らかである。

労働省が、被災労働者とその遺家族の生活実態についての調査をいかにサポートしようとも、生活に困窮している事実を隠すことはできないのである。

(2) 被災労働者とその遺家族の生活実態についての「中間報告」の認識

「中間報告」には、「労災年金も給付改善が行われ」「相当に充実した労災年金」という言葉が再三登場する。また、「労災保険制度においては、壮年時に被災した労働者については、一般的にいても高くなった賃金を基礎として年金額が算定され」という文言もある。先に生活実態で例を上げた中学生から大学生を抱えている世帯とは、まさに「壮年時に被災した労働者」のことである。かように多くの子供達が進学・就学を断念させられている事実があるにもかかわらず、「中間報告」の作成者は、「相当に充実した労災年金」といってはばからないのである。

このような認識であるからこそ、休業補償給付の一年半での打切、障害等級一・二休業補償の障害補償給付の切り下げ、社会保険との調整、民事損害賠償との調整などの提案が今回の「中間報告」でなされているのである。

### Ⅲ 「中間報告」の個別の問題点

#### 一 年齢スライド制の導入について

##### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」では、年金の給付基礎日額について「年齢スライド」の導入を図ることを提言している。その理論的根拠としてあるのは、労災保険の制度趣旨についての「稼働能力填補」論である。そして、高い賃金をもらっていた時期に災害にあった労働者が高年齢になっても、被災当時の給付水準を基礎にした年金給付をもらうのは不合理である。若年で被災した労働者がいつまでも低い給付基礎日額でいるのは不合理であるといふ。

##### (2) 「中間報告」の問題

① 年齢スライド制は、既に、一九八六（昭和六一）年の法「改正」で導入された。その結果、年金支出が大幅削減となったことは、既に述べたとおりである。

したがって、今回の年齢スライド制の提案は、より一層の年金支出の削減を図ろうとするものであり、現行の保険給付水準を切り下げて、被災労働者とその家族の生活の困難を一層増すものである。

② 災害補償制度により最低生活の保障を受けることは、憲法で保障された生存権の基礎である。

「中間報告」のいう「稼働能力填補」論は、かかる制度趣旨を没却させるものである。その理由の詳細は既に述べたとおりである。

③ 研究会が真剣に「稼働能力填補」論をいうのであるなら、労働能力一〇〇％喪失の一級障害の場合、得べかりし賃金の一〇〇％、得べかりし退職金の一〇〇％、健康で定年まで厚生年金に加入していた場合に得べかりし老齢年金の一〇〇％を填補することを提案すべきである。

「中間報告」は、高齢者に対する年金の給付基礎日額を「稼働能力」に応じて減額することを提案しているが、健康であった場合なら受け取れるはずの退職金や老齢年金について全く考慮していないのは、「稼働能力」論の破綻を自ら明らかにしているものである。

#### 二 障害等級一・二級の障害補償年金、傷病補償年金の引き下げ

##### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」は、障害等級一・二級の障害補償年金と傷病補償年金を三級と同じに切

り下げ、別途必要に応じて介護補償給付をなすことを提言している。

その理論的根拠として説明しているのは、一級と三級との年金額の違い（六八日分）および二級と三級との年金額の違い（三二日分）は、介護費用を考慮した割増加算であるが、実際の介護の必要性と等級とが一致しないので、これを整理するというものである。

##### (2) 「中間報告」の問題

① 一級から三級までは、いずれも労働能力喪失一〇〇％の場合である。労働能力一〇〇％喪失であるのに差がつけられているのは、必ずしも、介護の必要によるだけでなく、障害程度の重さによって生活能力のハンディキャップや不利益が大きく、それに伴う費用も増大するからである。

障害等級認定表の中で、循環器疾患（例えば、脳出血）後遺症や精神疾患の場合には、一級から三級に分類する基準として、常時介護、随時介護、介護不要が基準とされている。しかし、それ以外の大部分の障害（たとえば手足の欠損や機能障害、失明等）については、介護の要否が一級から三級に分類する要件となっていない。

したがって、一ないし三級の年金額の違いを「介護費用を考慮した割増加算」と断定するのは、理論的根拠が薄弱である。

② しかも、一ないし三級の年金額の相違について、これまで労働者は「この障害補償年金の額は、ILO一一二号勧告で完全永久労働不能の場合の年金の額を労働者の従前の所得の三分の二（六七％）と定めているところにならって、完全永久労働不能である障害等級第三級の障害補償年金の額を給付基礎年額の六七％に相当する給付基礎日額の二四五日分とし、これを基準として労基法の障害補償の各障害等級別の比較により定めたものである」（労働省労働基準局労災管理課編著『改訂版 労働者災害補償保険法』三七頁 労働行政研究所 一九八四年）と説明してきたのである。

さらに、有泉・中野編『雇用保険法・労災保険法』（日本評論社 一九八三年）の二七三頁も同旨、また、労働省労働基準局長寺園成章『労災保険の現状と課題』（労働行政研究所 一九八五年）の一〇頁も同旨である。

したがって、今回の研究会の「中間報告」で出されている見解は、これまでの実務・学説にない新奇の見解であり、一・二級の年金給付削減のために考え出された作文的理屈であるといわざるをえない。

③ 今日の認定実務の中で、循環器疾患（例えば脳出血）後遺症や精神疾患の場合に、なかなか一級に認定されることがなく、二級がせいぜいであることは、結局、給付水準の全体的引き下げである。

④ 結局、今回の「中間報告」の提言は、年金給付の削減を意図するものであることが明らかである。

### 三 休業補償給付の一年半での打ち

#### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」は、「休業補償を一律一年六ヶ月で打ち切り、その後は、その傷病の程度に応じて障害補償給付を行う」よう検討すべきであるとしている。

そして、その理由として、次の三点をあげる。

- ① 慢性的傷病等について「治癒」についての医師の意見が対立することがしばしばあり、治癒についての争いを避けることが必要である。
- ② 軽度の傷病で「治癒」していない者に支給される休業補償の水準が重度の障害のある者に給付される障害補償の水準を上回る場合がある。
- ③ 本来、休業補償は、「一時的・初期的労働不能」に対して支給されるものであり、症状が安定した段階における補償は、その障害の程度に応じて行うべきものである。療養開始後一年六ヶ月もすれば傷病の症状も定常化し、その症状に応じた所得補償を行うことが可能となる。

#### (2) 「中間報告」の問題点

① 慢性的傷病等について「治癒」についての医師の意見が対立することがしばしばあるのは、労災保険の場合だけでなく、健康保険の場合、自動車損害賠償保険の場合にも、このようなことは稀である。

それは、労働省が、主治医の意見を尊重しないで、一方的に早期打ち切りを強行しているからである。

現に、労働省は、長期療養患者排除のために、はり・きゅう長期療養患者に対する八二年通達（基発三七五号）を出し、主治医の意見を無視して、画一的認定基準で患者を個別に診察することもないまま書類審査のみで、症状固定・治癒認定を行い、二〇〇名以上の患者に対する療養給付・休業補償の一方的打ち切りを行った。この「症状固定・治癒」認定については、各患者の症状の推移等を無視するものであるとして、大量の不服申立や行政訴訟が行われ争われている。

主治医の意見を尊重しないでの画一的「治癒」認定は、医学上非常識であるのみならず法定補償制度の目的に反しており、労働省が一方的な早期打ち切りの「治癒」認定政策を強行していることに「争い」の原因がある。

② 今回の「中間報告」の提案は、労働省の「治癒」認定強行政策の矛盾が明らかになっているため、「休業補償給付の期間制限」により、休業補償給付と療養補償給付の抑制を法制的に一律に図ろうとするものである。

③ 被災者にとって、療養に専念することは、早期職場復帰や後遺障害の軽減のために必要不可欠であり、これは社会経済的にみても重要なことである。そのためには、経

済的裏付けが必要である。であるからこそ、労基法八一条は療養期間中少なくとも三年間は、休業補償の打ち切りができない旨規定されている。

④ 「中間報告」は、程度の傷病の患者に支給される休業補償が重度の障害者に支給される障害補償より高額なのは、不当であるという。しかしながら、軽度の傷病の患者が療養に専念できない結果として重度な障害をかかえるよりも、この患者が療養に専念して後遺症状が残らないようにするかもしくは残っても軽度であるようにする方が、保険財政的にも、社会経済的にも、人道的にも理にかなう。

⑤ 「中間報告」は、「療養開始後一年八ヶ月も経過すれば傷病の症状も定常化する」という。しかしながら、かかる一般の見解を支持する医学文献はない。しかも、「中間報告」を作成した研究会の七名の中に医学関係者は一名もおらず、全員が法律関係者である。したがって、「中間報告」のかかる見解は医学的知見と無縁の独自の見解であり、かかる見解の合理的根拠は存在しない。

⑥ 「中間報告」の提案が実施された場合、休業補償を打ち切られた被災者は、療養に専念するのをやめて働くか、もしくは、生活保護を受けるかのいずれかの道を選ばざるを得なくなる。

前者の場合、治るべきものも治らないという極めて非人道的な結果を招くこととなる。そして、後者の場合には、労災を発生させた使用者が負担すべき生活費を、国民全体の税金で負担することになり、これまた不合理極まりないことになる。しかも、前掲の財政分析によって明らかとなり、これまで不合理極まりないことになる。休業補償の支給額も膨大な額にのぼるのであり、この中の一定の割合のものが生活保護に移行すると地方財政にとって大きな問題となることが明らかである。

⑦ 結局「中間報告」の提案は、休業補償給付と療養補償給付の削減のみを目的とするものであり、被災労働者と地方財政に犠牲を転嫁するものである。

### 四 遺族年金の個別受給権の確立

#### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」では、現行制度では、最先順位者のみを受給権者としているため、遺族間の配分争いが生じたりする等の問題が生じるので、各受給資格者に独立の年金受給権を付与するよう提言している。

#### (2) 「中間報告」の問題

① 既に論じたようにあり、「中間報告」は災害補償の制度趣旨を生活補償ではなく、損害補償とする。その結果、民事事件の場合と全く同様に相続法に準じた処理をしようとしている。これは、災害補償の制度趣旨を没却するものである。

② 災害補償制度だけでなく厚生年金等の社会保険制度も生活補償を主眼としているため、最先順位者のみを受給権者としている。その結果、婚姻届を出していない内縁の妻であっても、全く夫婦としての実体を喪失した形式だけの戸籍上の妻が別にいても生計維持関係があれば、最先順位者として受給資格を取得できる。

しかし、「中間報告」の提言で立法がなされた場合、内縁の妻が補償請求権を失うこととなるならば当をえないであろう。

## 五 労災指定医療機関について監督および指定の取消等について法的整備

### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」では労災指定医療機関の法的位置付が明確でないので、「適切な労災保険医療の実施および保険事務執行」のため、監督および指定の取消等について法的整備を図る必要があると、提言している。

### (2) 「中間報告」の内容

① 現在、労災保険の場合についてのみ、「治癒」をめぐる紛争がしばしば発生していることは、既に論じたとおりである。その主な原因は、労働者が主治医の意見を尊重しないためである。

② 現在でも、労働者は、療養開始後一年半を経過すると主治医・被災労働者に症状照会等を行って、主治医に頻りに報告を求め、療養に不当な制限を加えている。このような主治医の意向と裁量を尊重しない労働者の現状からみて、「中間報告」のような「法的整備」がなされれば、より一層、労働者は、監督権限を口実にして主治医の裁量に介入することが明らかである。

## 六 都道府県単位での労災専門医委員会の設置

### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」では、「業務災害における療養の必要性（治癒）あるいは休業補償の必要制の認定、障害等級の認定等労災保険給付の決定において医師による医学的判断が重要な事項が多く、従来から主治医の判断との関係など争いとなることが多いので」都道府県単位で労災専門医委員会を設置することを提言している。

### (2) 「中間報告」の問題

① 現在も都道府県労働基準局に局医がおかれ、監督署の等級業務上外認定実務の理由とされ、救済排除のための実とされていることが少なくない。

「中間報告」の提言は、この局医制度をさらに一歩進め根拠付けるものである。

② しかし局医制度は、現在でさえ、主治医の判断と裁量を尊重しないだけでなく、これを否定し救済を排除する口実として監督署の認定実務を局レベルで統制しているのであり、「中間報告」はこれを一層強化するものというほかないから、被災労働者の救済の道を細くすることになることが明らかである。

## 七 社会保険との調整

### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」では、「今日では、いずれも相当に充実した労災年金と社会保険年金とが併給されることが原則となっていることを念頭において、抜本的に再検討すべき時期にきているといえよう」とした上で、労災年金と社会保険年金との支給調整についての三つの方法が考えられるとしている。

#### A 両制度の目的により任務分担を行い併給が生じないようにする方法

（労災保険は労働力年齢時までの業務災害による労働能力の損失の填補のみを行い、社会保険は老齢時及び業務外の労働不能に対する所得補償を行う。）

B 労災保険は業務災害による損害補償として先行し、社会保険は一般的な所得補償の観点から調整した給付を行う方法

C 両制度の併給額が従前所得等を考慮した合理的な額を越える場合にはその額を控除する方法

そして、「中間報告」は、「いずれにしても、労災保険は基本的に業務災害による労働能力（稼得能力）の損失の填補を目的としていることを基礎として検討すべきであろう」としている。

### (2) 「中間報告」の問題

① 「中間報告」の前掲たる「今日では、いずれも相当に充実した労災年金と社会保険年金とが併給され」という現状認識自体が誤りである。

一九八六（昭和六一）年においてすら、父親が労災で死亡したために、子供が進学断念・昼間から夜間への変更・中退等の学校生活への影響を受けた世帯が四分の一もあるのが実態であることについては、先に詳細に論じたとおりである。

かかる労災被災者と家族の生活実態から見て、支給調整を現行制度以上に行うなら生活の困窮度が一層深刻化することが明白である。

② 「中間報告」がいう「労災保険は基本的に業務災害による労働能力（稼得能力）の損失の填補を目的」としているという理論構成が誤りであることについても、既に詳細に論じたとおりである。災害補償は、憲法に定められた生存権の基本権を具体化した生活補償制度であり、損害賠償制度と同列に扱うことはできない。



## 八 労災民事損害賠償との全面的調整

③ 障害をもつ高齢の被災労働者は、介護人の必要性や補助具の使用、交通手段の制約その他、健康な人間に比較して余分に生活費がかかるのであり、社会保険の年金と労災年金の両方を支給されることにより通常の定年退職者の賃金収入より多くの年金を受給する場合があつても、当然なのである。

④ しかも、被災労働者は、年金の掛け金額も期間も短く、その結果老齢年金については通常の場合と比較して大幅な不利益を蒙るのであり、しかも、定年退職した場合の退職金に相当する補償も受けていないのである。このような不利益を填補させることもないまま、現行以上の支給調整を行うのは「労働能力（稼働能力）の損失の填補」をしたことにならず、研究会のいう論理とも矛盾している。

### (1) 「中間報告」の内容

「中間報告」は、労災民事損害賠償と労災保険給付との完全調整を行い、労働者が民事損害賠償を受けた場合は、保険者（国）が給付額を第三者に完全求償できるようにし（現在は三年分のみ求償）、使用者が加害者である場合には故意または重大な過失がある場合を除き保険給付の全額が民事賠償額から控除されるべきである（現在は労災保険給付の前払一時金の限度のみ免責される）と提言している。

その根拠として「中間報告」は、次の四つの理由をあげている。

① 労働者の同一の損害が二重に填補されることは不合理である。

② 第三者行為災害の場合に労災保険給付によって第三者（加害者）が免責されるのは不合理である。

③ 使用者の保険利益として保険給付の額が民事賠償から控除されるべきである。

④ 労災保険が一時金であった時には、労基法八四条二項により完全調整がなされていた。

### (2) 「中間報告」の問題

#### ① 二重補償罪悪論の根本的誤り

労災保険制度と損害賠償制度は、本来その制度の目的を異にする。労災保険制度は「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」労働条件の最低基準を定立し、「業務上」であることを唯一の要件として法定補償を行い、資本制生産のもとで使用者に使用従属し、社会法則的にその犠牲者とされる労働者とその遺家族の生活に使用者に補償させることを目的とする労基法上の法定補償制度を、保険制度を利用することによって集団としての使用者の責任を拡大・徹底をはかり、被災者の生活確保をはかるための保険制度である。したがって、労基法上の法定補償制度も労災

保険制度も、損害の填補それ自体を目的とするものではない。

これに対し、損害賠償制度は、市民相互間において発生した損害を填補し、その公平な分担を目的とする法制度である。

したがって、両者は本来相互補完の関係になく、両者の法律制度の目的から見て、制度上の両法律制度による二重の利益を相互に排除する関係にはない。両者は発生原因に同一性がなく、法定補償および労災保険制度は直接損害の填補の目的を有しないのである（西村他「労働基準法論」三一五頁以下の窪田隼人「労働災害」、窪田隼人「災害補償と損害賠償」季刊労働法二七号一八頁以下、松岡三郎「条解労働基準法下」九六九頁以下参照）。

よって、結果的に二重に填補されても不都合はないといわなければならない。

#### ② 労基法八四条二項についての解釈の誤り

労基法八四条二項は、使用者の二重の不利益を防止するためのものであり、被災者の二重の利益を禁止するものではない。

現に労働省労働基準局編「改訂版労働基準法（下）」一六〇三頁以下には、「民法第七〇九条の損害賠償請求権は、本法の災害補償請求権と異なる点が多く、したがって同一の事由について労働者はこの両者の請求をすることが理論的には可能である。しかし、災害補償制度の趣旨からして、同一災害について使用者に二重の賠償義務（法定補償は賠償ではないから正確には賠償義務と書証義務の二つの義務というべきである）を課することは妥当ではないので、本法の補償の価額の限度で民法上の責任を免除している」との記載があり、労基法八四条二項の趣旨が、被災労働者による二重利益の禁止ではなく、使用者の二重不利益を防止するためのものであることを明らかにしていた。

#### ③ 最高裁が容認した二重の利益を受ける権利

労働者ですら労働者が二重の利益を受けることを容認したのであるからこそ、一九八〇（昭和五五）年の労災保険法一部改正により民事損害賠償と労災保険給付の調整規定が設けられるまで、最高裁も被災労働者が将来分について二重の利益を受けることを容認する判決（最判昭五二・一〇・二五）を出しているのである。

一九八〇（昭和五五）年の労災保険法一部改正がなされるまでは、当時の法律関係の下で、被災労働者は、法律上堂々と当然の権利として将来分について二重の利益を受ける権利を有していたのである。

#### ④ 立法による権利剥奪

被災労働者は、一九八〇（昭和五五）年まで、当時の法律の下で堂々と当然の権利として二重の利益を受ける権利を有していた。

しかるに、使用者側の強い要求により、一九八〇（昭和五五）年の労災保険法一部

改正により、二重の利益を受ける権利の一部が剝奪された。

⑤ 二重の利益を受ける権利の更なる剝奪は法律論ではなく政策論

研究会の「中間報告」はあたかも法律論として当然であるかのように、民事損害賠償と労災保険給付の完全調整がなされるべきことを主張する。

しかし、そもそも、被災労働者はもとも二重の利益を受ける権利を合法的に持っているたのであり、それが法改正により剝奪されたのである。権利を法改正により剝奪する否かは正しく政策問題である。

⑥ 使用者の民事損害賠償訴訟敵視

各種経営団体は、これまで再三再四民事損害賠償と労災保険給付との完全調整を主張してきた。それは、一九六八（昭和四三）年以降、急激に増加した民事損害賠償請求訴訟が、使用者の災害防止のための具体的義務内容を次々に高度化させ、被災労働者の生命・健康の価値を高めてきたからである。

であるからこそ、日経連は、一九八〇（昭和五五）年の労災保険法一部「改正」以降も執拗に完全調整を要求してきたのである。

⑦ いなかで家一軒」という要求が不当か

労働省の委託を受けて財団法人労働福祉共済会が最近「法定外補償に関する調査研究報告」をまとめた。これは、同会が労災補償研究会（山口浩一郎上智大学教授ら三人で構成）を主催してまとめたものである。これによれば、労災民事損害賠償請求事件で和解の成立率は九割近く、和解条件の金額は、いなかで家が一軒買える位が相場であり、一般的に被告の会社側の方が満足度が高いとされている（「週刊労働新聞」一九八八年九月二六日号参照）。

労災年金は、従前の収入を一〇〇％補償してくれる訳ではない。定年による退職金も期待できない。そのような被災労働者が、労災年金で通常の生活費をまかないながら、その上で「いなかで家一軒」程度の損害賠償金を受領しても当然であるというべきであろう。

「中間報告」は、このような被災労働者のささやかで当然の要求に背を向け、経営者団体の要求に迎合するものと言わざるをえない。

九 労基法第八章（災害補償）の削除

既に、詳細に論じたとおり、今回の「中間報告」に沿った労災保険法の改悪がなされた場合、労働基準法を下回る保険給付しなされてない場合が少なからず生じる。しかも、保険給付水準の政策的低下に何らの歯止めもなくなる。

第二次世界大戦直後に制定された「人たるに値する生活」のための最低基準すら下回るようなことは断じて容認できない。

#### IV 結論

日本の労災職業病闘争は、戦後「全鉱」のじん肺闘争等の少数の例外を除き、組織的系統的な取り組みが弱く、被災労働者は切捨てられてきた。

労災職業病闘争は一九六三年の三井三池大爆発災害、国鉄鶴見二重衝突事件以来飛躍的に前進してきた。その特徴点は次の三点に集約できる。

一 労災保険給付の前進

労災保険給付をみれば、一九六〇年の法改正までは、じん肺と脊椎損傷の患者以外、療養開始から三年たてばどのように重症患者であっても療養補償給付も休業補償給付も打ち切られ、打切補償がもらえるだけであった。これが、順次法改正により一九六五年に現在のような年金を中心とした法体系に改められ、労基法を上回る保険給付がなされるようになった。

二 企業安全保護義務の明確化・責任の高度化

そして、一九六八年の総評弁護士会以降、労災民事損害賠償請求事件は労働者の命と健康の価値を飛躍的に高めた。

三 労使協定による前進

企業による法定外補償をみても、一九六三年の三井三池炭鉱事故（死者四五八名）で会社が遺族に支払った補償は各五〇万円という涙金であった。これについて一九六五年から総評系組合で企業補償協定闘争が始まり、一九七六年からは同盟系も取組むようになり、今日、大企業では死者に対し、二〇〇万ないし二五〇〇万円の企業補償をなすのが通例となっている。

これまで行った「中間報告」の検討により、その歴史的位置付けはもはや明白であろう。今回の「中間報告」の内容は、過去二五年間の労災職業病闘争のさらなる前進を阻止するだけでなく、闘争を封殺するものである。日経連と労働省は、労災保険法の全面改悪と労働基準法の災害補償規定の削除を内容とする立法準備を行っており、この十二月の通常国会にこれを上程しようとしている。「中間報告」はそのために出された。

私達の推進してきた労災職業病闘争は、今日、押さえ込まれるか、これを跳ねのけて更なる前進を獲得するか岐路にたっている。総評弁護士会は、「中間報告」に基づく労基法第八章の削除と労災保険法全面改悪に断固として反対するものである。

八月の新聞記事から

八・二

関西電力尼崎第三火力発電所で空気余熱器が爆発、関電社員と下請け会社の従業員十五人が熱湯を浴び、三人重体十二人重軽傷。うち二人は後日死亡(尼崎)

八・五

交差点で乗用車と軽乗用車が衝突、そこへ後続の土木作業員六人を乗せたワゴン車が衝突作業員三人が死亡四人が重軽傷(泉佐野)

八・六

労働省の労働基準法研究会が、労災補償制度を四十年ぶりに見直す中間報告を発表。休業補償を一律一年半で打ち切るなどの改悪案に反対運動は必至(先月号、本号参照)

八・九

高校ラグビー部の合宿帰りのバスが十五社下の川に転落、運転していた顧問教諭が死亡(山梨)

八・一一

自動車窓ガラス製造工場の鋼鉄製圧力ガマ内で、派遣社員が死亡(大阪)

有機溶剤、四塩化炭素を扱う際、簡単なマスクしか着用せず従業員一人がガス中毒で倒れるなどの労働安全衛生法違反容疑で大阪の化学洗浄会社の社長らを大津労基署が送検

八・一三

クレーン車の荷かごに乗ってビルの窓から大型コンピュータの入れ替え作業をしていた作業員が、十五社下に転落、重体(大阪)

八・一六

動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所がウラン鉱石混じりの土砂を捨てていた鳥取県東伯郡の三ヶ所の堆積場で、異常に高い放射線を検出、二十年も野積みになっていたことから周辺住民らへの影響が懸念されている

八・二三

産業廃棄物処理会社の工場で、塩素系ガスが漏れ、従業員一人が死亡一人が重体(摂津)

八・二四

ゴルフ場建設工事現場で、地下にある簡易水道用機械室で作業員三人が酸欠死(岡山)

八・二八

農薬散布中のヘリコプターが現場付近の高圧線に触れ田に転落、操縦士が即死(宮城)

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

## 古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28